

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和元年5月7日(火)

白井市役所東庁舎3階会議室302

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第2号 白井市民プールにおける開設期間、利用時間及び利用料金の変更について

議案第3号 「平成31年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて

7. 報告事項

報告第1号 白井市学校評議員の委嘱について

報告第2号 白井市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

報告第3号 白井市教育支援委員会委員の委嘱について

報告第4号 平成31年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について

報告第5号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

8. 委員質疑

(1) 部活動ガイドラインについて

(2) 難聴の子どもの対応について

(3) 各学校プールの将来の使用計画について

9. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

委員 高倉 聡子

委員 齊藤 豊

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長 小泉 淳一

教育部参事 鈴木 直人

教育総務課長	板橋 章
生涯学習課長	石戸 啓夫
文化センター長	石田 昌弘
書 記	山本 麻奈美
書 記	檜原 拓真

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから令和元年です。令和元年第5回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2、会議録署名人の指名、会議録署名人の指名をいたします。

本日は、小林委員と齊藤委員に署名をお願いします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 3、前回会議録の承認。

前回の会議録の承認を行います。訂正などがありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員報告

○井上教育長 4、委員報告。

委員報告を行います。各委員からお願いいたします。

○小林委員 4月9日に、市内中学校の入学式に行きまいりました。私は南山中に行かせていただきましたけれども、新しく転任で移ってこられました小野校長先生の祝辞がとても印象的だったので紹介しておきます。3 + 3 = 6、その数字どおりのパワーだけれども、3 × 3 = 9、つまり3倍、力を合わせるとその倍の力が出ると、新入生に対するお互いが協力してよいパワーを発揮するようにと、そういう祝辞を最初に入れていたのはとても印象的で、もともと運動会など元気な学校ですので、今年もよいパワーを発揮して、2年生、3年生と一緒に活躍していければいいなと思いました。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。

○高倉委員 私は4月10日に、小学校の入学式に行きまいりましたので御報告します。第一小では、当日雨ではあったのですが、早くから新入生と保護者の方がいらして、対面式という、小学校では市内でも数校やっているということを知りました。私、初めて見まして、大変いい式でした。新入生は、どうしても緊張するので、前を見て、舞台だけ

見ていると、具合が悪くなる子もいますけれども、在校生を見て、保護者席も見えるので、すごく安心した様子でよかったと思います。マイクの位置等、運営側は大変だというお話も聞きましたが、挨拶のときも先生方、もしくは在校生も、顔を見てみんなに語りかけるということができていて、とてもよかったと思います。また、歓迎の言葉を2年生がやっていて、通常高学年がやることが多いと思うのですが、去年1年生だった2年生が立派にやっていたのが、非常にいいなと思いました。その後、人数が少ない第一小ならではなのは、ニクラスでしたので、退場のときに長目に行進のように歩いて、在校生と保護者にも顔を見せる形で退場していったのも、非常にいい流れでした。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○川嶋委員 4月25日に、平成31年度の印旛地区教育委員会連絡協議会の定期総会に参加してまいりました。例年どおりではありますけれども、平成30年度の行事報告、決算報告、また31年度の行事計画と予算案、また役員を選出いたしました。総会後には、印教連の歓送迎会がありまして、感謝状を贈呈された元教育委員の方々と、新会員となった委員の紹介がありました。毎年のことではありますけれども、他市の教育委員さんとの貴重な情報交換の場でもありますので、積極的に交流をしておりました。私個人としては、特に保護者委員との意見交換はとても大切にしておりまして、各市町の問題点でありますとか、個人の抱えている疑問なども意見交換して、とても有意義な時間を過ごすことができました。報告は以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○教育長報告

○井上教育長 それでは、次に5番、教育長報告。私から教育長報告を行います。

4月7日日曜日ですけれども、スポーツ少年団の春季交流大会の開会式に出席いたしました。

それから、4月9日につきましては、七次台中学校の入学式。

4月10日につきましては、白井第三小学校の入学式に出席いたしました。

4月11日に、千葉県の市町村教育委員会教育長会議に出席いたしました。

4月12日には、印旛地区の教育長会議に出席いたしました。

4月14日日曜日には、白井芸能振興会、春の発表会を鑑賞させていただきました。

4月17日には、白井市の小中学校教職員全体研修会に出席いたしました。ここでは今年度の学校教育のビジョン、「なしビジョン」と名づけておりますけれども、これにつきまして、全市内の教職員に、このような方向で1年間よろしくお願ひしますということ、私から説明をさせていただきました。

次に、4月19日金曜日には、千葉県の都市教育長協議会の総会に出席しました。

続きまして、4月20日はしろいスポーツヴィレッジ、それから、4月27日には桜台スポーツクラブ、同日、ONスポーツクラブというように、三つのスポーツクラブの総会に出席させていただきました。

4月25日には、白井市の高齢者クラブ連合会総会に出席いたしました。以上でございます。
それでは、委員報告、教育長報告について、御質問がございましたらお願いします。
よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 それでは、次に、非公開案件についてお諮りします。

報告第5号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」、これにつきましては、白井市情報公開条例第9条第1項第1号の個人に関する案件であるため、非公開がよろしいと思えますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第5号については非公開といたします。

これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、高倉委員を指名したいと思います。

高倉委員には、6の議決事項、7、報告事項、8、委員質疑に係る議事の進行についてよろしくお願いいたします。

○高倉委員 では、ただいま指名にあずかりました高倉です。よろしくお願いいたします。

これより、議決事項について進めてまいります。

議案第1号 「白井市スポーツ推進委員の委嘱について」

○高倉委員 まず、議案第1号 「白井市スポーツ推進委員の委嘱について」をお願いいたします。

○石戸生涯学習課長 議案第1号 「白井市スポーツ推進委員の委嘱について」御説明いたします。
白井市スポーツ推進委員の委嘱について。

スポーツ基本法第32条第1項及び白井市スポーツ推進委員に関する規則第4条第3項の規定により白井市スポーツ推進委員を委嘱する。

本案は、白井市スポーツ推進委員の欠員を補充したいため、菊地和也氏を追加委嘱するものです。
裏面をごらんください。

今回、委嘱するのは、1の白井市スポーツ推進委員委嘱者の名簿のとおり、菊地和也氏、男性、67歳の1名となります。本年3月の教員委員会議で承認をいただき委嘱しました22名と合わせて、今回23名となります。

2の委嘱期間のとおり、新たな任期は、令和元年6月1日から令和3年3月31日までの2年間となっています。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、議案第1号について質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、質問、御意見ないということで、原案のとおり決定することについて御異議ござ

いませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、議案第1号は原案のとおり決定します。

議案第2号 「白井市民プールにおける開設期間、利用時間及び利用料金の変更について」

○高倉委員 続きまして、議案第2号 「白井市民プールにおける開設期間、利用時間及び利用料金の変更について」説明をお願いいたします。

○石戸生涯学習課長 議案第2号 「白井市民プールにおける開設期間、利用時間及び利用料金の変更について」ご説明いたします。

白井市民プールにおける開設期間、利用時間及び利用料金の変更について承認を求める。

本案は、白井市民プールにおける開設期間、利用時間及び利用料金の変更について指定管理者から申請があったことから承認を求めるものです。

裏面をごらんください。

白井市民プールは、指定管理者の管理となっております。プールの開設期間及び利用時間については、白井市民プールの設置及び管理に関する条例で、第13条に基本的な期間の定めがあるとともに、指定管理者は必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開設期間及び利用時間の変更ができるものとなっております。

また、利用料金についても同様に、条例第14条のほうに利用者の区分の違いによる上限額の定めがありまして、その範囲内において、教育委員会の承認を受けて指定管理者が金額を決めることができるものとなっています。

指定管理者の株式会社協栄より、本年度の指定管理業務計画に基づく開設期間、利用時間及び利用料金の変更についての承認申請がありました。内容については、資料の表に示すとおりです。表中に条例と変更という見出しで比較をしていますが、変更という部分が今回の申請を求められている内容です。

開設期間では、条例の定めている基本開設期間にも前後に1週間延ばす変更で、7月1日から9月第2日曜日までとするものです。

利用時間については、条例の定める基本時間よりも終了時間を30分延長する変更で、午前9時から午後5時までとするものです。

利用料金では、10円から30円と区分により違いはありますが、表のとおり全体的に減額を図るものです。

なお、この内容については、昨年度、今年度の承認申請と全く同じ内容で、開設期間、利用時間、利用料金の変更を承認いただいております。以上です。

○高倉委員 ありがとうございました。

では、議案第2号について、御質問、意見ございませんでしょうか。

それでは1件、高倉からお願いします。今の御説明で、去年も同様にこのような変更を承認しているということなのですが、条例そのものを変えるというのは大変難しいので、毎年このように見直すという方向ですか。

○石戸生涯学習課長 これは条例の範囲内であれば指定管理者の考えで変えることができるというこ

とで、条例の限度額より安い料金に下げサービスを提供しようと考え、指定管理者が毎年行っているものです。基本的にこの金額は、昨年度も、それ以前から、この金額で毎年やっており、据え置き値段で来ているという形になっております。

○高倉委員 確認で、もう一点なのですが、そうすると、ひとまず条例を変えるまでの必要性はないということで、毎年このように今後もやっていくという予定ですか。

○石戸生涯学習課長 その予定でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、議案第2号についてお諮りいたします。

第2号につきまして、原案のとおり決定することをご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、原案のとおり決定いたします。

議案第3号 「平成31年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて」

○高倉委員 続きまして、議案第3号 「平成31年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて」説明をお願いいたします。

○鈴木教育支援課長 よろしく申し上げます。

議案第3号 「平成31年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて」御説明いたします。

本案は、各学校の「平成31年度全国学力・学習状況調査」の結果公表を別紙のとおり取り扱うものです。

それでは別紙、裏面になります。1ページをごらんください。

「平成31年度全国学力・学習状況調査」は、4月18日木曜日に小学校6年生、中学校3年生を対象に実施されました。

中学生は今年度、英語を新たに実施いたしました。小学6年生は今年度、国語と算数の調査を行いました。各教科45分で実施しました。中学3年生は、国語と数学、英語について各50分で実施しました。資料にも書きましたが、昨年度までに主に知識、活用に分かれていた問題ですが、今年度より一つにまとめた問題となりました。問題数が昨年度より減りましたが、その分、答えになる過程を文章で説明させる出題を増やし、思考力や表現力を調査、評価できるようになりました。

次に、別紙2ページに記しました結果公表の取扱いについて説明いたします。

(1)にあります白井市の結果公表は、白井市教育委員会のホームページで行います。公表内容は、学力状況調査については、数値は公表しませんが、全国と市の観点別結果について、レーダーチャートにて公表いたします。また、分析結果や授業の改善点などを文章にてあらわしていきます。

続いて、(2)の各学校の結果公表ですが、学校ごとに学校だよりやホームページで公表いたします。公表内容は、学校間の序列化や過度な競争を生じることがないように、分析した結果や授業の改善点など、資料の例にあるような文章での公表を原則としています。

なお、(3)の公表時期につきましては、10月の定例教育委員会議を経て、10月中旬に中学校区で相談し公表いたします。

(4)の個票につきましては、9月の下旬から中学校区で相談し、返却をしていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、議案第3号について、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

では、高倉から確認なのですが、これ昨年度と何か変更点ございますか。公表の取扱いについて、何か昨年度と変わったところってございますか。

○鈴木教育支援課長 特に、結果の公表につきましては、変更はございません。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、議案第3号についてお諮りいたします。

第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、原案のとおり決定いたします。

以上で議決事項を終わります。報告事項に移ります。

報告第1号 「白井市学校評議員の委嘱について」

○高倉委員 7、報告事項ですが、報告第1号 「白井市学校評議員の委嘱について」お願いいたします。

○小泉教育部長 それでは、報告第1号 「白井市学校評議員の委嘱について」御説明いたします。

本報告は、白井市立小学校及び中学校管理規則第10条3項により、校長の推薦により学校教育の充実及び特色のある学校づくりの推進のため委嘱するものでございます。

裏面をごらんください。

平成31年度の学校評議員委嘱者一覧でございます。全員で42名となっております。学校内外の児童・生徒の様子や地域の様子をよく知っている方、教育課題や学校が力を入れたい内容について御意見をいただける方として、各学校の校長先生より推薦された方々です。

なお、学校評議員さんから積極的に意見をいただいて、学校の改善、そして活性化、地域に開かれた学校づくりの推進となるよう4月の校長会議、教頭会議でも依頼をしたところですので。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、報告第1号について、御質問ございましたら、お願いします。

ございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、御質問等ないようですので、報告第1号について終わります。

報告第2号 「白井市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」

○高倉委員 続きまして、報告第2号 「白井市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」説明をお願いします。

○鈴木教育部参事 報告第2号 「白井市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」説明をさせていただきます。

白井市教育委員会は、白井市学校給食センター設置条例第4条第4項の規定により白井市学校給食センター運営委員会委員を別紙のとおり委嘱したので報告するというものです。

裏面をごらんください。

報告理由につきまして、委員の任期は、令和元年7月31日まででございますが、昨年度末の人事異動に伴い委員に欠員が生じたため、白井市学校給食センター設置条例第4条4項の規定により委嘱しましたので報告いたします。

委員の選出につきましては、選出区分に係る選出団体からの推薦により選任をしております。5号委員の教育機関の職員の人事異動に伴い、白井市校長会から推薦のあった池の上小学校の廣田桂子校長と桜台中学校の住母家規夫校長を新たに委嘱したものです。

なお、委員の任期につきましては、平成31年4月1日から令和元年7月31日までの前任者の在任期間となります。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、報告第2号につきまして、御質問ございますか。

よろしいでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○高倉委員 では、御質問ないので、報告第2号について終わります。

報告第3号 「白井市教育支援委員会委員の委嘱について」

○高倉委員 次に、報告第3号 「白井市教育支援委員会委員の委嘱について」お願いいたします。

○鈴木教育部参事 報告第3号 「白井市教育支援委員会委員の委嘱について」説明をさせていただきます。

こちらは、白井市教育委員会は、白井市附属機関条例第4条の規定により白井市教育支援委員会委員を別紙のとおり委嘱したので、ご報告させていただきます。

裏面をごらんください。

報告理由につきまして、委員の任期は平成31年3月31日まででございますが、昨年度末の人事異動に伴い新たに5名の方に委嘱しましたので、報告させていただきます。

教育支援委員会では、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な就学を進めることを目的とし、教育学、医学、心理学の見地から意見を聞くことになっており、表のと通りの委員構成で現在進めております。

新任の委員について報告いたします。3番、4番の教育機関の職員ですが、桜台中学校、住母家規夫校長、白井第三小学校、本間賢一校長の2名について、校長会からの推薦により委嘱したことを報告します。

続きまして、7番の篠田倫子先生について説明いたします。現在、清水口小学校の個別支援学級を担当していらっしゃる先生で、非常に特別支援に対して見地のある先生です。

8番、同じく教育機関の職員で坂野友子先生、七次台中学校の個別支援学級の担任をしている先生ですが、委嘱をさせていただきました。

9番の小泉恵美先生について、白井第三小学校で言語通級指導教室の担当をしております。

なお、欠員となっている心理士ですが、一般的に心理士は、心理検査、観察による分析、情報の提供、保護者、関係者との相談を担います。現在、教育支援課職員の1名がその資格を持っており、委員はおりませんが、その役割を担っているところです。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

ただいまの報告第3号について、何か御質問ございますか。

よろしいでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○高倉委員 では、御質問等ないので、報告第3号について終わります。

報告第4号 「平成31年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について」

○高倉委員 続きまして、報告第4号 「平成31年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について」説明をお願いします。

○小泉教育部長 それでは、報告第4号 「平成31年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について」御説明いたします。

平成31年度地域人材活用事業について、各学校より事業計画書が提出され、これに基づき予算を配当したので報告するものでございます。

裏面をごらんください。

小学校9校、中学校5校分の本年度の地域人材活用事業学校別計画事業及び報償費、消耗品費、その合計の予算配当額の表でございます。

各学校の要望に応じて、各校の報償費、消耗品費のバランスには差異がございますが、合わせて9万円前後、1校当たりの配当額として予算を計上しております。

各学校においては、昨年度に引き続き、学校経営説明会やホームページ、学校だより等を活用して学校の特色を発信していただきたいと考えております。市の教育委員会といたしましても、前回の教育委員会議でも報告させていただいたように、各学校の特色について、どんどん情報を発信していきたいと考えております。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、報告第4号について、御質問ありましたら、お願いします。

○小林委員 特に問題というわけではありませんけれども、この前、各学校の特徴を聞いたことでもありますので、ここに出ているそれぞれ特徴、特に池の上小学校は演劇活動をやっているのも、小学生で。こういうところ、第二小の太鼓もそうですけれども、余りそれが忙しくなり過ぎちゃっても、学校の勉強活動に支障があるとは思うのですけれども、PRといたしますか、こんなことをやっているのだということは、本当に広く知られたほうがいいと思いますので、このような活動をできるだけPRしていったほしいなと思います。以上です。

○高倉委員 ほかに質問等ございますか。

それでは、1点お聞きしたいのですが、特に30年度と比較して大きな変更のある学校はございま

すでしょうか。

○小泉教育部長 特に大きな変更はございません。消耗品費等は大体毎年同じぐらいの金額で、報償費につきましては、呼ぶ講師の方によって、多少学校から多い、少ないというのはございますけれども、現在は、今やっている事業をさらに継続してやっているという状況のようですので、大きな変更は今年度に関してはございません。以上でございます。

○高倉委員 では、ほかに御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、御質問等ないようですので、報告第4号について終わりにいたします。

以上で報告事項は終わりとなります。

○委員質疑

(1) 「部活動ガイドラインについて」

○高倉委員 では、次に8、委員質疑に移ります。

初め、委員からの趣旨説明をお願いしたいと思います。

まず、(1)からです。部活動のガイドラインについて、私から申し上げます。

皆様御存じのとおり、昨年度、文科省から始まって、千葉県の教育委員会で部活動のガイドラインについて幾つか公表されまして、数年前からは、運動系の部活がいろいろと何段階かに分けてガイドラインを定めていったところなのですが、昨年度は、文科系もガイドラインをつくるという方向で来ていると聞いております。ちょうど中学に入りますと、4月の終わりぐらいに部活動の説明会等もしてらっしゃるところで、なかなかその現場の感覚、そして保護者の方の感覚と、このガイドラインがまだなじんでいないというところがあるかと思ひまして、今現状のところ、どうなっているかというところの確認で説明をお願いしたところです。事務局から説明をお願いしたいと思います。

○小泉教育部長 それでは、部活動ガイドラインについて、御説明を申し上げます。

昨年度1月の教育委員会議でも御審議をいただきまして、その結果を白井市小中学校部活動ガイドラインとして各学校へ配付をし、中学校では3月までに職員会議で、改定の趣旨や内容等を教職員に伝え、4月より施行となることを確認いたしました。

今年度に入りまして、市内全中学校で4月当初の職員会議において、校長先生が学校の部活動にかかわる活動方針を改めて説明し、方針に沿った形で部活動運営を進めるように話をしました。これを受けまして、各部の顧問は活動方針、毎月の活動計画を作成し、活動の実績については、校長へ提出することとなっております。これによりまして、今後、校長先生は状況を把握し、児童・生徒が安全に活動を行い教師の負担が過度にならないように配慮をしております。

ガイドラインは、以前からあったものですが、新しいものについては、今年度からまた改めてということで、保護者の方への周知ということについては、各中学校とも4月下旬から5月上旬、ちょうど今の時期になりますが、部活動保護者会において、ガイドラインに基づいた学校や部の活動方針や活動計画をお知らせしているところです。

なお、白井市の小中学校部活動ガイドラインは、市のホームページ、各学校の部活動に係る活動方針は、各学校のホームページに掲載をしております、いつでも確認をすることができるようになっ

ております。

子供の安全ということで、活動時間、特に日没等の関係で、どのぐらいにしたほうがいいのかとか、それから、休養日は何日設けたほうがいいのかということをごガイドラインとして具体的に示しておいて、その趣旨については、学校もよく理解してくれていると思いますので、今後それが定着していくように見守っていきたいと考えております。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、今のところにつきまして、御質問ございますか。

済みません、提案者からですが、どうしても現場の心情としては、やりたいと、もしくはやらせたいということが想像されて、実際のところ、今4月から施行というところで何か上がっている声といいますか、理解が得られないのであれば、理解を得る努力をしないといけないというところもあるので、何か耳に入っていらっしゃることございますか。

○小泉教育部長 まだスタートしたところで、保護者の方に説明しながらということになっておりますので、たくさん情報が入っているわけではないのですが、例えばゴールデンウィークの10日間につきましては、はじめ2日、おわり3日をやって、真ん中の間の5日間は休みをしっかりとれるようにしましたと、学校なりに工夫をしているという情報は上がってきております。以前から、子供の体について、やり過ぎもよくないとかというような状況もありますし、先ほど申し上げたように、時間が長過ぎて、帰りが真っ暗の中というようなことでは心配でございますので、今後、運用していく中で何か意見が出るようであれば、またそれを学校から吸い上げて、考えていきます。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかに御質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、質問がないということで、(1)について終わります。

(2) 「難聴の子どもの対応について」

○高倉委員 続きまして、(2)の「難聴の子どもの対応について」説明ですが、提案の齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 (2)の「難聴の子どもに対する対応について」ということで冊子を、「きこえと学校生活」、これが多分配られていると思います。あと、オーディオグラムという1枚ものの表があると思うのですが、これをもとに説明をしていきたいと思います。

まず、この「きこえと学校生活」という冊子をつくった方が、日本学校保健会でつくられ、資料的には古いですが、平成2年につくられているのですが、この中の田中美郷先生という方がほぼ中心になって、小児難聴言語外来というところの先生でありまして、なぜこういうのをもち出したかといいますと、就学前の子供たちが情報を得るために、難聴かどうかというのを親御さんが見つけないといけないのですが、そのときに、なるべく早く見つければ就学前のときに補聴器をつけて、それまでの情報を学校に上がるまでにそろえて学校に上げるというようなことをこの先生が言っていました。

学校の就学前の検査のときに、もう1枚のA4なのですけれども、この正常範囲というのが、0から20とあるのですけれども、この20を境にしている子供たちってなかなか難聴にひっかからないということなのですね。この資料は、市内の完全に難聴になっている子供の数値なので、いつもはかると、このぐらいの数値が出てしまうというのがあって、左耳に補聴器をつけていた状態だったのですが、本来でしたら、少し上の数値ですと、検査でひっかからない、そのまま就業してしまうと、今度、学校の授業になかなかついていけないと。

よく昔は、人の話を聞かないとか、声が大きい子というのはいたと思うのですね。そういう子というのは、結構難聴が多いというような統計もあるらしくて、それで、なるべく情報を就学前にいろいろとって、親御さんが早く見つけられれば早いほどいいですね。生まれつきとか、後天性とかいろいろあると思うのですけれども、なるべく修学前に見つけて、仮に見つけられなくて就学してしまったときには、この間事務局さんに聞いたら、白井市では難聴のお子さんはいないということなのですから、恐らく障害者手帳を持っている方は、多分違う学校というか、そういった専門の学校へ行くと思うのですけれども、グレーゾーンのところにいる子供たちというのは、聞こえないで、そのまま就学してしまっている状態。それが結局、ずっと続くと、勉強って積み重ねなので、情報が入らないとどんどんわからなくなってくると、この先生はおっしゃっていました。

それで、ぜひ、お願いというのは、この冊子をお手数だとは思いますが、この後も新しい情報は出ているのですけれども、余りにも膨大な50ページぐらいの冊子になってしまうので、これで十分だと思うので、できれば、市内14校に配付していただきたいと思います。

あと先ほど、第三小に先生がいらっしゃるということで、第三小でいただいた資料とかもありますので、それも含めて、「きこえに問題がある子どもたちの接し方」と、これ第三小の通級指導教室から出している資料だと、これはきょうは皆さんに配っていないと思うのですけれども、多分第三小に置いてあると思います。こういうのとあわせて、ぜひ、市内14校に配っていただいて、先生方に早く、本当は保護者の方が言っていただければいいのですけれども、保護者が気づかなくて、学校生活の中でも先生方が気づいていただければ、その難聴の子が、隠れ難聴みたいなものなのですけれども、助かっていくのかなと思ひまして、今回、質疑として出させていただきました。以上です。

○高倉委員 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木教育部参事 齊藤委員さん、非常に細かいわかりやすい御説明をありがとうございました。

難聴の子供たちにつきまして、今現在、本市での対応を少しお話をさせていただきます。就学前のところも少しお話をさせていただきたいのですが、乳幼児期については、出生時、1歳半健診、3歳児健診などのそういったところで難聴についてを確認していきます。その時点での聞こえや、聞こえが悪いと、つまり発語のほうにも非常に問題が出てくる場合もあります。発語発達について、「おやっ」と思うところがあれば、県立千葉聾学校の幼稚部や市のこども発達センターでの相談を勧めていきます。

また、幼稚園や保育園での学校に入る前にも、日ごろの行動観察から、聞こえということについて必要があれば、こども発達センターや耳鼻科への相談というのを勧めてもらうようには話をしております。

入学前の就学時健診というのがありますが、そこで聴力検査を行います。また、視力検査や発達に関するテストでの質問の聞き取り、それから集中の様子など、子供たちの行動からも観察を進めてい

きます。

こういった気づきや早期の対応には、齊藤委員さんがおっしゃったように、保護者の協力というのが非常に不可欠になってまいります。市といたしましても、早期発見、早期対応、加えて保護者の協力を求めながら、子供たちの成長をまず見守っていきたくて考えております。

次に、就学後の対応について説明させていただきます。市内の小中学校に現在、難聴となる児童・生徒が在籍しておりませんので、これまでの対応の中でのことを少しお話をさせていただきます

聴覚障害、両耳の聴力レベルが、学校教育法施行令22の3項で示されているおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器などの使用によって通常の話し声を解することが不可能、または著しく困難な程度という場合には、県内の聴覚特別支援学校への就学を進めております。難聴があり、補聴器により通常の学級での学習を進める児童・生徒も過去にありました。そういった場合には、担任の支援だけでなく、周囲の子供たち、友達の理解がとても大切になってきます。聞こえづらい友達とのかかわり方というものを学ぶ場をつくっていきます。恐らく、この冊子の中にも、先ほどの言葉の教室の説明にもあるのではないかなと思います。相手の正面に立って、口の形をはっきりあけてお話ししてあげることが相手にわかることになるよとか、それから、声をかけるところに、肩をたたいて気づかせる、目で見てわかるように伝えるなど、そういったことを担任だけではなくて、クラス全体としてその子を支えようというような理解を進めていきます。そしてまた、座席の配慮等をしながら進めていきたいというように進めております。

また、その気づきという部分では、先ほどもありました大きな音でないと、大きな声でないと気づかないとか、後ろからだ気づきづらいとか、そういう部分があった場合には、学校の中にも特別支援の校内委員会というものがございます。そういった気づきをもとに校内委員会で話し合っ、保護者と早期発見、早期対応を進めていきたいと考えております。

先ほどいただきました、こちらの「きこえと学校生活」という資料なのですが、これは14校、特別支援教育コーディネーターを中心に配付をさせていただきたいと考えております。ありがとうございました。以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、御質問ございますか。

○齊藤委員 どうもありがとうございました。

この先生のお話ですと、難聴になった子というのはもう治らないという、もうよくはならないようなお話をされていまして、そうすると、その子の将来的なものもかかわってくると思うのです。ですので、情報をどんどん入れていってあげて、先生方の負担はあるとは思いますが、見てあげていただくというのが、一番のその子の今後の対応に対してのことなのかなと思います。

あと、1件確認したいのは、今、白井市には難聴の子供はいないということで御説明がありましたけれども、これは、障害者手帳を持っている子というのは、市内には難聴の子ではいるのですか。

○鈴木教育部参事 すません、言葉足らずで申しわけありませんでした。難聴のお子さんは実際おります。ただ市内の小中学校ではなくて、県内の特別支援学校に通われているお子さんがいらっしゃいます。その子供たちは、もちろん手帳がある子供たちです。以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございました。

ほかに御質問ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、御質問ないようですので、次に行きます。

(3) 「各学校プールの将来の使用計画について」

○高倉委員 (3) 「各学校プールの将来の使用計画について」です。小林委員から趣旨説明をお願いいたします。

○小林委員 また、プールの時期が近づいてきましたので、質問をしました。各学校のプールがだんだん使用できなくなってきた、それを市民プールで活用しているという方向に来ていると思うのですが、ここ数年で各学校のプールの状況がどうなっているのか、そしてまた、市民プールの活用との関連と申しますか、市民プールも老朽化で改修しても、先まで考えると、今非常に人気があるプール、それがどうなるのかなど心配がありまして、質問させていただきました。よろしく願いします。

○高倉委員 では、事務局の説明をお願いいたします。

○板橋教育総務課長 私から説明させていただきます。

市民プールの将来の使用計画について、各学校の現状と市民プールの利用との関係について、どのように見込んでいるかということでしたので、まず現状について、御説明いたします。

現在、自校のプールが使用できない学校は、白井第一小学校、白井第二小学校、南山中学校、白井中学校の4校です。残りの8校については、現在のところ、自校のプールの使用が可能でして、今年度については、6月中旬から年間計画に沿って水泳指導を行ってまいります。

白井中学校及び南山中学校については、自校プールの老朽化により、以前は白井駅近くのスポーツクラブNASで水泳指導を行っておりましたが、平成27年度からは市民プールを利用しています。

また、本年度から、白井第一小学校及び第二小学校では、施設の老朽化などから児童の安全確保が難しくなる中、児童数や市民プールへの距離を検討した結果、市民プールのほうが安全で効率的に水泳指導ができると判断し、市民プールの水泳指導に切りかえております。

次に、市民プールの利用との関係で、どのように見込んでいるかということですが、各学校のプールの老朽化の状況と改修費用、市民プールを活用した場合の費用や、市民プールまでの移動手段や複数校が市民プールを利用した場合の指導時間の確保について検討する必要があると考えております。

それとあわせて、市では現在、学校施設については今年度中に、その他の施設については来年度中に公共施設の長寿命化計画を策定する予定になっております。その中で、市全体として、まず公共施設の改修費用をどれくらい確保できるのか、どれくらいの予算が組めて、また学校施設や学校プールの改修に予算がどれくらい回せるのか、回せるとしたら、いつ、どこまで可能なのかが見えてくるのかなと考えております。

その後、現実的な改修計画とあわせて、市民プールの利用や例えば、これはあくまでも試案ですが、七次台中学校のように、比較的プールも最近改修したところで、学校が集約している場合は、拠点校をつくるとか、近隣の小学校を利用するとか。場合によっては、学校プールのあり方ということも以前、検討したこともありまして、そういう中でいろいろな方策を検討していきたいと考えております。

今、小林委員から説明にあったように、市民プールにつきましては、平成28年の政策会議のとき

に市民プールは継続していくという結論が出ておまして、その中で各学校のプールをできるだけ集約していきたいという話が出ていました。

ただ、今言ったように、まだ使える学校も当然ありますし、市民プールのキャパの問題もありますので、そこは先ほど御説明した長寿命化計画をつくる中で考えていきたいなと思っております。以上です。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、御質問等ありましたら、お願いします。

○小林委員 市民プールの今果たしている役割が非常に大きいと思うのですが、その長寿命化計画といった場合には、今の施設をそのまま長寿命化するようにするのか、あるいは改修というような形でいくのか、その辺の方向というのは、今のところどうなのでしょう。

○板橋教育総務課長 長寿命化計画につきましては、今、まずは学校についてつくるということで、他の公共施設は来年度中と、私は伺っております。

それで、当然、長寿命化するときには改修費用がかかりますので、まずは改修費用がどれぐらいかかって、何年に実施するかということまでには作りきれないのかなと、これは市長部局が総括しているのですが、そちらからは聞いており、内容では、まず、優先順位を振ることをしたいと。あとは財政の関係で、どこまでやり切れるかという話があると思います。

それと今、委員さんがおっしゃったように、学校以外の公共施設につきましては、使っている方々の意見なども聞きながらつくっていききたいと聞いております。以上です。

○小林委員 使えなくなったプールが、各学校の防火用水になるような感じにいると思うのですが、今使えている学校も長寿命化を図るということでしたけれども、それが無理な場合には、改修ではなくて、市民プールとか、そういう方向になるのでしょうか。

○板橋教育総務課長 委員おっしゃるとおり、まずはいつ幾らかかるかというのを計算して、そして、それがそこまで予算措置がもちろんできれば一番いいのですが、できない場合は市民プールの活用とか、近くの学校は寄せてみるかということを経済委員会としては考えていきたいと思っております。

○小林委員 そうすると、市民プールの使われる頻度がさらに多くなってきますね。今市民が使っている、そういうキャパと合わせまして、その辺のところで大分きつくなってくるのではないかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○板橋教育総務課長 先ほど言った平成28年の政策会議の資料を見ますと、市民プールの利用期間というのが、6月中旬から9月中旬となっております。夏休みを除くと約35日だそうです。夏休み中はできませんので、そうすると、小中学校とも、午後は下校時間の問題から、水泳授業の実施は不可となるのではないかと見込んでおりますので、また1回当たり2時間の授業が、せっかく行って1時間で帰ってくるのではなくて、2時間やったほうが効率的で、そういうところを見ると、全学校は当然できないというのが、このときの検討結果です。中学校は全て、中学1年生ですので、入れようと思えば全て入れられるようなのですが、例えば児童・生徒数が多かった場合に、バスで移動させられるのか、あとは距離の問題もありますので、そこら辺も私たちは考えていきたいと思っております。

○小林委員 人口は32年をピークに減っていくと思うのですが、プールの人気というのですか、そういうことから、使用する一般市民、それはふえる可能性があるのでしょうか。その辺どうです

か。

○井上教育長 では、私から。私が白井中で校長のときに、市民プールだったのですけれども、何回か見学していて、すいているときに大体やっているの、流れるプールを市民、子供さんが使っていて、入って正面というか、右側に四角い競泳用のプール、そこを使うので、ほぼバッティングはしていませんでしたね。ぶつかることはほぼないです。

ですから、学校数が今4校ですよ。多少多くなっても、市民とバッティングするというのは、定期的に多分ないだろうなというふうには感じていました。

○小林委員 わかりました。

○高倉委員 ほかに御質問ございますか。

○齊藤委員 将来の使用計画ということで、この4校、もし、一つの参考となればいいですけれども、例えば市民プールまで行かなくても、最寄りの学校とかで使うというお話とか出ていないですか。例えば中学校だったら中学校だと思えるのです。中学生が小学校のプールは浅いのかなとは思いますが、例えば小学校だったら第一、第二なので、近くの七次台とか、そういう考え方も、学校間で使用するというのはどうですか。そういうお話は出ていない。

○板橋教育総務課長 この平成28年度の検討委員会、私も委員になっていまして、当然そういうことも検討しては出していました。もちろん話としては出していました。まず一つは、中学校プールを利用するには、小学生については深過ぎる、逆は浅過ぎてしまうということが課題になって、何かすのこみたいなを入れなきゃいけないだとかという話は出していました。

あとは、うまく言えないかもしれないですけれども、授業数の関係とか、小学校って比較的学校のプールの稼働率が高いのだと思っているので、ほかの学校が入れるのかという話があったと思います。中学校については、授業数は少ないので、中学1年生しか基本的に使わないので、ほかの学校が行けるのじゃないかという話は出ていたのですけれども、管理上の問題とかそういうところで話が終わってしまったというのが現状でございます。以上でございます。

○齊藤委員 市内14校あるので、それを小中区分して、小学校は厳しいということなのですが、中学校は最寄りの中学校でやる方法が、一番リスク的にもかからないのじゃないかなとは思っています。移動する時間もあるとは思いますが、午前と午後に分けてとかそういったやり方もあるのかなと思って、御提案させていただきました。以上です。

○板橋教育総務課長 ありがとうございます。

○高倉委員 ほかに、ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、御質問等ないようですので、(3)について終わります。

非公開案件

報告第5号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

以上で、本日の議決事項と報告事項に係る議事について終了いたしました。

これ以降の進行については、井上教育長にお願いいたします。

○井上教育長 高倉委員には、議事の進行を行っていただきましてありがとうございました。

ここからは、私が会の進行を行います。

○その他

○井上教育長 9、その他になります。

その他ありましたら、お願いいたします。事務局から。

○板橋教育総務課長 私から2点ございます。

まず1点目は、資料の最後のページについている白井市教育委員会の各課の行事予定でございます。上から読ませていただきます。

教育総務課、5月は7日、本日、定例教育委員会議、16日に初の臨時議会がございます。21日は千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会、31日は関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会・研修会でございます。6月4日、定例教育委員会議、14日、議会招集日、第2回定例会になります。19日から25日まで一般質問となりまして、26日に委員会付託、28日に教育福祉常任委員会がございます。

学校政策課、5月8日、第1回教科書採択協議会、15日、三部会小学校陸上大会がございます。

教育支援課、5月15日水曜日、三部会小学校陸上大会。

生涯学習課、5月26日日曜日、市民大学校入学式、6月23日、文化財講演会、29日、文化団体協議会主催事業。

文化センター、5月1日、文化会館臨時休館としております。以上です。

○井上教育長 今回の日程につきまして、何か御質問等ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 またありましたら、後ほどお願いいたします。

続きまして、どうぞ。

○板橋教育総務課長 2点目です。資料が間に合わなくて申しわけないのですが、今、旧学校給食共同調理場の解体を実施しております。旧学校給食共同調理場にはアスベストがありました。大きく分けると、天井材に使われているアスベスト、これは非飛散性といまして、飛散することはないアスベストです。

それと、煙突部分にアスベスト、これは飛散性のアスベストでした。天井部分については、当初の工事から入札で入れていまして、煙突部分につきましては、入札後わかったものですから、別途、昨年2月に教育委員会にかけて、議会の議決をとって予算を確保して、除去工事をもう終わっております。

ただ、解体工事を進めている中で、地下配管ですとか、天井の裏にダクトという空気の通る穴があるのですが、そこの結合部分の両サイドを切って中のパッキンを出して検査したら、ここにアスベストがあることがわかりました。これはもしかしたら、あるとしたらここだなということは想定はしておったのですが、年度末まで稼働してましたので、この配管を切って検査することができなかったものですから、解体をしながら検査するという考えでいて、解体をしているときに検査したら出てきてしまったということで、このパッキン部分が、大体600から700カ所ぐらい今現在、確認しております。

それで予算措置等を内部でいろいろ検討したのですが、一つは予備費を充当していきたいと、

それと契約は、解体事業者と直接随意契約で行っていきたいと考えております。その理由としましては二つありまして、まず一つは、速やかに進めていきたいということです。近隣の市民の方がアスベストに不安を抱えている人がいます。この見つかったアスベストも非飛散性なので、基本的に飛散することはないのですけれども、やはり不安だということで、近隣のお母さんからは、布団を干せないとか外出を控えているという方もいて、教育委員会に電話があつて、いつ終わるのですかということがあったので、ここで議会の議決を待ったり、工事をとめることよりも、先に進めたいなということ。

また、工事をとめて契約、議会の議決で予算をとったりしていると、工事がどうしても2週間とまってしまう。そうすると、今度は工事が遅れたことによって、損害賠償ということも当然考えられます。2カ月で800万ぐらいかかりますと言われていまして、単純に言うと、1週間に100万、2週間とめれば200万ぐらいかかってしまうので、今、事業者さんには至急見積もりを提出してくれと依頼をしまして、私たちのほうで、9日の全員協議会で議員さんにも説明して、おおむね理解を得ましたら、解体事業者と速やかに契約して処分していきたいと思っておりますので、御報告させていただきます。以上です。

○井上教育長 今の内容ですけれども、予算に係ることなので、主に予算の執行は市長部局、実質は市長ですけれども、の裁量になってくるので、ただ、今、板橋課長が話したとおり、十分その辺協議した結果、この形が一番いいだろうということで進めようとはしています。

ただ、議会案件なので、全員協議会で説明はするのですけれども、例えばそんなの事前に予想はできていなかったのかとか、そんなにたくさんお金がかかるのかとか、幾つか指摘は受ける可能性もあるのですけれども、今の考えの中では、この方法がベストかなということで進めようとしておりますけれども、委員の皆様からはいかがでしょうか。もっと別な方法がいいじゃないかとか、いかがでしょうか。

○小林委員 この見つかった情報というのは、近隣住民にすぐ知らされて、それで不安があるとかそういうことなのですか。

○板橋教育総務課長 もともとアスベストがありましたので、飛散性のアスベストと非飛散性のアスベストがありましたので、そこはわかっていましたので、近隣住民説明会ですとか現場の工事の立て看板には、アスベスト工事实施中という立て看板が、これは法律に基づいて出しております。

飛散性のアスベストについては、もう終わりましたので、飛散性のアスベスト工事についての看板はもう取っていますけれども、非飛散性のアスベストについては、もともとあった部分と追加で見つかった部分がありますので、今は看板も出しっ放しですし、ホームページにも掲載をしている状況です。

○小林委員 とするならば、もう一刻も早く進めないはずだと思いますので、この方法でいいと思います。

○井上教育長 ほかに意見ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 では、教育委員会としても、その方向がベストだということで、意見がまとまったと思います。

○板橋教育総務課長 ありがとうございます。

○井上教育長 それでは、ほかにございますでしょうか。

○鈴木教育部参事 資料は用意できなかったのですが、口頭にてお伝えさせていただきます。5月1日に、学校給食センターでのボイラー蒸気排出の件について、説明をさせていただきます。

5月1日の夜といいますか、夕方7時ごろなのですが、建物より蒸気が大量に出ているという市民の方から消防署への通報がありまして、警察、消防署の出動となりました。私たちのほうとしましては、教育支援課、学校給食センター、教育総務課、学校政策課の職員が、同じく学校給食センターのに行きまして、その状況を確認しました。

火災というわけではなく、蒸気が建物の上から出ている状況だったというところで、業者の方もここに来て、火災ではないということと、その理由はボイラーの減圧弁の故障ということで、ゴールデンウィーク中もボイラーをずっと回しながら、その蒸気が圧力が高くなると、減圧弁という弁が上がったり下がったりしながら一定に保っているというものだったのですが、その減圧弁が故障したことにより安全弁が開いた、それにより蒸気が屋外に一気に出たということが理由だそうです。その故障の原因については、現在調査中ということであります。

なお、修理につきましては、減圧弁を5月4日に交換をし、それ以降は正常に動き、本日、5月7日は正常に給食を出せたという状況になっております。以上でございます。

○井上教育長 この件につきまして、御質問、御意見等ありますでしょうか。

○小林委員 こんなに早く起こるといっても設計ミスというか、そういうこととは違うのですか。

○鈴木教育部参事 設計ミスかどうかということは、私、専門ではないのでわからないのですが、とりあえず、保守点検で来ていただいた方が見るには、初期不良だろうと言っていたのですが、だから、何が原因なのかということですね。施工の問題なのか、その減圧弁自体の問題なのか、そのあたりについては、現在調査しているというところでございます。以上でございます。

○井上教育長 いかがですか。

私の感想ですけれども、初期不良、だから、しょうがないみたいな、僕は直接は聞いてないのであれですけれども、初期不良とかあるのだみたいなニュアンスの説明なので、腹立たしくは私は思っているのですけれども、どこかでお会いするときにあればと思うのですね。これは私の考えですけれども。というのは、皆さんご存じでしたか、一番最初に車が壊れて配送が遅れたということ。スタート初日にあったのですよね。

○鈴木教育部参事 初日ですね。6台あるトラック、もちろん、それまでにリハーサルも重ねて、運行経路も重ね、タイム、時間もきっちり合わせてスタートするというところで、初日スタートしたのですが、その3トントラックのクラッチの故障により、1台が動かなくなりました。2回まわる予定のコースに1回目行って、2回目を積み込んだところで車が故障して動かなくなり、後から終わったトラックに載せかえて配送するというトラブルがありました。それによって、学校によっては最大40分程度、配送がおくれた学校がありました。これについては、その理由というのを明らかにしまして、トラックについては、すぐに修理をしてもらうという形で、翌日以降は遅れることなく、無事配送できるようになりました。以上です。

○井上教育長 そういうこともありましたので、けちがついているなという感じで、先ほどの私の感想になりましたけれども。

○川嶋委員 学校給食のトラックが、ペイントが新しくなってかわいいねと子供たちとお話ししているのですけれども、それは塗りかえたのじゃなくて、トラックは新調したものなのではないでしょうか。新車

でしょうか。

○鈴木教育部参事 新車です。新車のトラックに描いています。

○井上教育長 それは、きちんとされているので。違う系列の故障だから、何ともいえないところはあるのだけれども、はた目から見ると、連続しているだろうというのがちょっとありましたね。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。その他で。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 あと、お配りしてあります「なしビジョン」、前回のをこのようにしましたので、もう一度見ていただければと思います。

ほかになければ、以上をもちまして本日の会議は終了いたします。

次回は6月4日火曜日、午後2時からとなっています。次回の議事進行につきましては、高倉委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日はお疲れさまでございました。

午後3時23分 閉 会